

論文要旨と審査結果報告

自衛隊の国際平和協力活動に関する政策実施過程 ーイラク人道復興支援特措法に基づく対応措置の事例（2003年～2008年）に ついてー

学位申請者氏名： 林 浩一（DOC08009）
論文提出日： 平成 26 年 11 月 27 日（木）
論文発表会開催日：平成 26 年 12 月 17 日（水）
審査委員会開催日：平成 26 年 12 月 17 日（水）
論文最終版提出日：平成 27 年 3 月 4 日（水）

審査委員（主査）：飯尾 潤（本学教授）
審査委員：岩間 陽子（本学教授）
審査委員：園部 哲史（本学教授，博士課程委員長）
審査委員：藤田 由紀子（専修大学法学部教授）

I. 論文要旨

本論文は、イラク人道復興支援特措法に基づいて 2003 年から 2008 年にかけて陸上自衛隊及び航空自衛隊がイラクに派遣された事例（自衛隊の用語で「対応措置」とよばれる）について、決定された政策が対象環境との相互作用を通じて具体化される政策の実施の観点から分析した研究である。現地に派遣された部隊は順次交代し、陸空ともに数次にわたる派遣となっているので、研究においては陸上自衛隊と航空自衛隊との比較のみならず、派遣期ごとの違いを含め、多数のサブ事例を含む興味深い事例研究となっている。

序章では、自衛隊の国際平和協力活動に関する先行研究や一般的な見解を整理するとともに、これまであまり研究蓄積がなかった自衛隊活動を政策実施過程としてみようとする問題意識が示され、自衛隊を「大政治」と「小政治」をつなぐ「政策－行政システム」と捉える分析枠組みが提示される。

第 1 章から第 5 章までの各章は、具体的な事例の記述に当てられ、法律の制定や閣議決定による基本計画の決定・変更の経緯と、陸上自衛隊及び航空自衛隊それぞれの活動状況について、基本計画で定められた活動期間に沿って、時系列的に記述される。

第 1 章では、政策実施の前提となる決定過程を扱っている。2003 年いわゆるイラク戦争が発生してからイラク人道復興支援特措法の制定、同法に基づく基本計画の決定を経て陸上自衛隊及び航空自衛隊による対応措置が開始されるまでが対象である。法律の制定及び基本計画の決定の過程において、「人道復興支援活動」、対米支援を含む「安全確保支援活

動」及び「活動の安全確保」の三つの要素の関係がどのように変化したのかを見るとともに、陸上自衛隊及び航空自衛隊それぞれの準備作業の状況が記述されている。

第2章は、イラクでの活動が開始された2004年を対象としている。まずイラク南部のサマーワ等で活動を開始した陸上自衛隊は、人道復興支援活動は現地地域社会に対する経済的裨益により部隊の安全確保に資する面がある一方、利益のアンバランスや期待とのギャップが反感・敵意に転化するリスクの両面があると認識し、人道復興支援の枠組みを、現地業者の活用や外務省のODAとの連携によるものに変更した。航空自衛隊の活動については、地对空ミサイルからの脅威を認識した初の運航という条件の下で、米空軍が全体を管理する枠組みによる任務運航という形となった。またイラクでの活動状況からの影響などもあり、国内での多国籍軍への参加と活動期間の延長の二つの閣議決定の過程について、が記述されている。

第3章では、2005年を中心に2年目に入った人道復興支援活動の状況について、現地の治安状況や同年秋以降の撤収に向けた国内での議論の動向が与える影響を含めて、記述されている。

第4章は、対応措置における変化として、2006年夏の陸上自衛隊の撤収と航空自衛隊の運航範囲の拡大を中心に、国内での政策議論と派遣先での行動との関連にも留意して、記述される。また2006年末の基本計画の延長が、2007年7月末の法律の有効期限延長の問題として議論される状況も確認される。

第5章は航空自衛隊のみの活動となった2007年から2008年を対象である。航空自衛隊の活動に対する国内での認識が低下する中で、運航地域の拡大による地对空ミサイルの脅威の増大や、引き続き人道復興支援活動が主体と規定された対応措置が、国連や米軍等の他機関支援を中心とするものに変化した状況が確認される。またアメリカの対イラク政策の変化や2007年7月以降の衆参「ねじれ国会」という状況の下で、2008年、対応措置の終了が決定される状況が記述される。

終章では、第1章から第5章で明らかにされた対応措置に関する時系列的な変化の様相を取りまとめた上で、次のような結論が示されている。まず、法律・基本計画のレベルでは、法案審議等を通じて「安全」と「非戦闘地域」の議論が結びつけられ、安全確保が派遣の可否に関わる政治的な問題にもなっていたことから、「対応措置」が、①部隊の安全確保を活動の前提とし、②人道復興支援活動を中心として、③対米支援を含む安全確保支援活動は人道復興支援活動に支障のない範囲で実施すると規定されたと考えられる。それは対米関係の観点からは、個別のニーズへの対応よりも、2003年時点における部隊派遣の政治的、外交的意義が重視されたからであると解釈される。陸上自衛隊の活動は、砲撃を受けるなど高い脅威の下で行われ、人道復興支援活動自体にもリスクと安全のジレンマが存在したが、任務は人道復興支援活動のみであり、ODAとの連携等による活動資源の追加も容易となり、「安全確保の範囲内で、最大限の復興を行う」との認識で派遣部隊の個々の隊員まで判断基準の共有が徹底されることにより、活動全体の整合が保たれていたことが示

された。航空自衛隊の活動は、運航に対する脅威の分析に必要な情報の入手も含め、運航枠組み全体を米軍が管理していたことから、安全確保支援活動としての運航の場合など、日本の安全の基準と米軍の枠組みとの間に判断の差異が生じる場合があり、派遣部隊を指揮監督する上級司令部の調整を通じて、航空自衛隊内部での安全をより重視する立場と稼働率などにも配慮する考え方の整合が図られていたことが示された。それらを踏まえ、自衛隊による国際平和協力活動の実施に関して、活動の安全確保方法、派遣部隊と上級管理組織の認識統一、連携する他組織との関係のあり方などに関して、政策的含意を提示している。

II. 審査報告

平成 26 年 12 月 17 日に、博士論文発表会が開催されたのち、引き続き審査委員会が開催され、おおよそ次のような意見が出された。

- 1.あまり知られていない自衛隊派遣の具体的な実態について、丁寧な文献収集と、豊富なインタビュー等でしっかりと解明したのは高く評価できる。
- 2.複数のサブ事例を拾い上げ、それぞれのおかれた条件の違いと、実施過程の違いを丁寧に比較しているのは優れている。
- 3.分析枠組みにおいて「ストリートレベルの官僚制モデル」を使って分析するとしているにもかかわらず、それが結論において必ずしも活かされていない。また、このモデルを適用するのが適当なのかどうかについての議論が不足している。分析枠組みの提示と記述の展開、結論が整合的になるように加筆する必要がある。
- 4.部隊指揮官に焦点を当てるとしながら、ほかのアクターも頻繁に登場するので、副題も含め、内容に即した扱いをすべきである。そして分析枠組みに照らして、それぞれのアクターがどう位置づけられているのかを、説明する必要がある。
- 5.国会での議論が実施過程にどう影響したのか、現場における裁量はどのような形でフィードバックされたのか、決定過程と実施過程の連関について、より詳しく説明する必要がある。
- 6.全体として詳しい記述を目指しているあまり、冗長な部分も見られるほか、関連事例の説明が詳しすぎる面もあるので、そうした部分について簡略化すべきである。また表記方法の統一とはかるなど論文としての体裁を整える必要がある。

全体として、博士号授与の水準を満たした論文であると全員の意見が一致し、上記のうち不足を指摘された諸点について修正したうえで、博士(政策研究)= **Doctor of Policy Studies** の学位を授与すべきであるという判断が下された。論文修正後の措置に関して、提出された最終稿において必要な修正が行われていることを審査員全員が確認し、博士号授与について合意した。